

議案第 2 号

君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

市民がよりスポーツに親しむことのできる環境づくりを行うとともに、市民一人ひとりが健康で個性を活かすことのできるよう、市としてスポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の職務権限とされている事務のうち、学校における体育に関する事務を除くスポーツに関する事務を、市長が管理し、及び執行するにあたり、新たに条例を制定しようとするものである。

君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定により、スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）は、市長が管理し、及び執行するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、君津市教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に君津市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年君津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第 2 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 5 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 6 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 4 項中「教育委員会又は」を「市長又は」に、「教育委員会等」を「市長等」に改め、同条第 5 項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第 7 条及び第 8 条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第 15 条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（君津市市民グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 君津市市民グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成 21 年君津市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第4条中「君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条、第10条ただし書及び第14条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例附則関係新旧対照表

改正案	現 行
＊附則第３項関係 君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例 (管理) 第３条 君津市小糸スポーツ広場（次条第２号及び第９条第２項において「小糸スポーツ広場」という。）及びプール（以下「指定施設」という。）を除くスポーツ広場は、<u>市長</u>が管理する。 ２ 指定施設は、法第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理する。 (指定管理者が行う管理の基準) 第５条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年君津市条例第１２号）、この条例、この条例に基づく規則、指定施設の管理運営に関し<u>市長</u>と締結した協定その他<u>市長</u>の定めるところにより、指定施設の管理を行わなければならない。 (使用の許可等) 第６条 指定施設を除くスポーツ広場を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。 ２～３ 省略 ４ <u>市長又は</u>指定管理者（以下「<u>市長等</u>」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。	(管理) 第３条 君津市小糸スポーツ広場（次条第２号及び第９条第２項において「小糸スポーツ広場」という。）及びプール（以下「指定施設」という。）を除くスポーツ広場は、<u>君津市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理する。 ２ 指定施設は、法第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理する。 (指定管理者が行う管理の基準) 第５条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年君津市条例第１２号）、この条例、この条例に基づく規則、指定施設の管理運営に関し<u>教育委員会</u>と締結した協定その他<u>教育委員会</u>の定めるところにより、指定施設の管理を行わなければならない。 (使用の許可等) 第６条 指定施設を除くスポーツ広場を使用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 ２～３ 省略 ４ <u>教育委員会又は</u>指定管理者（以下「<u>教育委員会等</u>」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

(1) ～ (3) 省略

5 市長等は、使用の許可に際し、スポーツ広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用者の義務)

第7条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに市長等の指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) ～ (4) 省略

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

＊附則第4項関係 君津市市民グラウンド・ゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、グラウンド・ゴルフ場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

(1) ～ (3) 省略

5 教育委員会等は、使用の許可に際し、スポーツ広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用者の義務)

第7条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに教育委員会等の指示に従わなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは制限することができる。

(1) ～ (4) 省略

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第4条 君津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、グラウンド・ゴルフ場の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にその管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、同条例第6条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところにより、適正にグラウンド・ゴルフ場の管理を行わなければならない。

（使用料の還付）

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によりグラウンド・ゴルフ場の施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、同条例第6条第1項の規定により締結した協定その他教育委員会の定めるところにより、適正にグラウンド・ゴルフ場の管理を行わなければならない。

（使用料の還付）

第10条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できないとき又は教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由によりグラウンド・ゴルフ場の施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。